

[本編 p. 37, 111, 112, 129, 130, 135, 160, 161, 176, 177, 260, 278, 279 参照、資料編 p. 4 参照]

1. 土地利用計画案

名古屋市では、“モノづくり文化”を発信・継承するため、「産業技術」をテーマとして人々が交流する拠点の創出（「モノづくり文化交流拠点」）を、名古屋港金城ふ頭において計画している。モノづくり文化交流拠点全体エリア及び土地利用計画案は図-1に、今後の近隣で予定されている開発計画の事業主体は表-1に、開発スケジュールは表-2に示すとおりである。



出典) 「モノづくり文化交流拠点構想」(名古屋市, 平成 22 年)

「都市消防委員会説明資料」(名古屋市, 平成 25 年 3 月) より作成

図-1 モノづくり文化交流拠点全体エリア及び土地利用計画案

表－1 今後の近隣で予定されている開発計画の事業主体

名 称	事業主体
国際展示場新第1展示館	名古屋市
臨時駐車場	名古屋市
商業施設等	民間事業者
集約駐車場	名古屋市

表－2 開発計画スケジュール

名 称		年	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 平成31	2020 平成32	2021 平成33
LEGOLAND JAPAN	1期区域	現況	駐車場								
	工事			→							
	2期区域	現況	国際展示場第1展示館								
		工事						→			
		供用									→
リニア・鉄道館		現況	リニア・鉄道館								
		工事									
		供用									→
国際展示場	新第1展示館	現況	フットサルコート								
	工事			→		→					
		供用									→
	上記以外	現況	国際展示場第2展示館等								
		工事									
		供用									→
商業施設等		現況	金城ふ頭中央緑地								
		工事		→							
		供用									→
テバオーシャンアリーナ		現況	テバオーシャンアリーナ								
		工事									
		供用									→
アンジェロープ		現況	アンジェロープ								
		工事									
		供用									→
集約駐車場		現況	ファニチャードーム名古屋新本店								
		工事		→							
		供用									→

資料 2 - 2 予測時期における金城ふ頭開発事業の交通量付加の考え方

[本編 p. 111, 112, 114, 115, 129, 130, 131, 132, 160, 161, 176, 177, 260, 262, 278, 279, 281 参照]

1. 予測時期と開発計画スケジュールについて

工事関係車両または新施設関連車両の走行に伴う環境影響評価の実施の際に考慮した、金城ふ頭において今後開発が予定されている事業（以下、「他事業」という。）について、予測時期と開発スケジュールの関係は表-1に、交通量の付加については表-2に示すとおりである。なお、他事業交通量の付加は、予測における現況交通量<sup>注)1</sup>を、現地調査結果<sup>注)2</sup>を使用する場合（大気質、騒音及び振動の予測）と、名古屋市自動車交通量調査結果<sup>注)2</sup>を使用する場合（安全性の予測）で内容が異なるため、それぞれのケース別に整理した。

表-1 予測時期と開発計画スケジュールの関係

名 称		年	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 平成31	2020 平成32	2021 平成33
LEGOLAND JAPAN	1期区域	現 況	駐車場								
		工 事									
		供 用									
	2期区域	現 況	国際展示場第1展示館								
		工 事									
		供 用									
リニア・鉄道館		現 況	リニア・鉄道館								
		工 事									
		供 用									
国際展示場	新第1展示館	現 況	フットサルコート								
		工 事									
		供 用									
	上記以外	現 況	○臨時駐車場として供用								
		工 事									
		供 用									
商業施設等		現 況	金城ふ頭中央緑地								
		工 事									
		供 用									
テパオーシャンアリーナ		現 況	テパオーシャンアリーナ								
		工 事									
		供 用									
アンジェローブ		現 況	アンジェローブ								
		工 事									
		供 用									
集約駐車場		現 況	ファニチャードーム名古屋新本店								
		工 事									
		供 用									
予測時期		工事中									
		供用時									

注)1: 本事業以外の開発計画スケジュールは、名古屋市への聞き取りにより把握した。

2: 予測時期の番号①～④は、本事業の工事関係車両による影響がピークとなる時期である。また、番号⑤及び⑥は、供用時の施設関連車両による影響予測を行うため設定した時期である。

- ①1期区域工事着工後12ヶ月目 ②1期区域工事着工後14ヶ月目 ③2期区域工事着工後14ヶ月目  
④2期区域工事着工後16ヶ月目 ⑤1期区域供用開始後3ヶ月目 ⑥全区域供用時

注)1: 「現況交通量」とは、本事業に起因する車両や、事業予定地周辺の他事業に起因する車両の付加のない、一般車両の交通量をいう。

2: 「現地調査」は本事業において平成24年11月に実施した交通量調査、「名古屋市自動車交通量調査」は平成23年11月に名古屋市が実施した交通量調査をいう。

表－２ 予測時期における他事業交通量の付加について

【大気質、騒音及び振動の予測】

予測時期		1期区域工事中	1期区域供用時	2期区域工事中	全区域供用時	
		①	⑤	③	⑥	
予測対象	LEGOLAND JAPAN 1期区域工事関係車両	○				
	LEGOLAND JAPAN 1期区域施設関連車両		○			
	LEGOLAND JAPAN 2期区域工事関係車両			○		
	LEGOLAND JAPAN 全区域施設関連車両				○	
付加交通量の交通量	LEGOLAND JAPAN 施設関連車両			○		
	他事業の商業施設等	工事関係車両	+	+		
		供用車両			+	+
	集約駐車場の国際展示場	工事関係車両	+			
		利用車両	±	±	±	±
	リニア・鉄道館	利用車両				
集約駐車場供用前後			±	±	±	

- 注) 1: 予測時期の番号は、表-1 注)2: に対応する。なお、振動については供用時の予測を行わないため、予測時期は①、③のみである。  
 2: 「LEGOLAND JAPAN 施設関連車両」とは、1期区域の供用に伴い発生する施設関連車両のことをいう。  
 3: 他事業の交通量の付加について、「+」は走行ルート上の区間において交通量を付加する場合、「±」は走行ルートの変更により、区間により増減がある場合をいう。

【安全性の予測】

予測時期		1期区域工事中	1期区域供用時	2期区域工事中	全区域供用時	
		②	⑤	④	⑥	
予測対象	LEGOLAND JAPAN 1期区域工事関係車両	○				
	LEGOLAND JAPAN 1期区域施設関連車両		○			
	LEGOLAND JAPAN 2期区域工事関係車両			○		
	LEGOLAND JAPAN 全区域施設関連車両				○	
付加交通量の交通量	LEGOLAND JAPAN 施設関連車両			○		
	他事業の商業施設等	工事関係車両	+	+		
		供用車両			+	+
	集約駐車場の国際展示場	工事関係車両	+			
		利用車両	±	±	±	±
	リニア・鉄道館	利用車両				
集約駐車場供用前後		+		+	+	

- 注) 1: 予測時期の番号は、表-1 注)2: に対応する。  
 2: 「LEGOLAND JAPAN 施設関連車両」とは、1期区域の供用に伴い発生する施設関連車両のことをいう。  
 3: 他事業の交通量の付加について、「+」は走行ルート上の区間において交通量を付加する場合、「±」は走行ルートの変更により、区間により増減がある場合をいう。

2. 予測における平日、休日及び通年の車両台数の設定について

騒音、振動及び安全性については、平日または休日における影響の最大値を予測するため、他事業の車両台数は、平日または休日の日最大車両台数を付加した。一方、大気質については、年間を通じた平均的な値（年平均値）を予測するため、各事業における通年の日平均車両台数を付加した。

なお、LEGOLAND JAPAN における施設関連車両についても、資料 1-2 表-5 (p.5) に示すとおり、騒音、振動及び安全性については、平日または休日の日最大車両台数を、大気質については、通年の日平均車両台数を用いた。

### 3. 他事業の自動車交通量

他事業のうち、今後新たに開発される事業として商業施設等及び集約駐車場がある。また、集約駐車場の供用に伴い、国際展示場及びリニア・鉄道館については利用車両の走行ルートが変化する。環境影響評価における上記の他事業の取り扱いについて、表－3に整理した。

表－3 環境影響評価における他の開発事業の取り扱い

区分	名称	環境影響評価における取り扱い
新規開発事業	商業施設等	工事車両、利用車両台数を現況交通量に加算
	集約駐車場	工事車両台数を現況交通量に加算
集約駐車場の供用に伴い走行ルートが変化する事業	国際展示場	区間ごとに台数の変動を求め、変動台数を現況交通量に加算
	リニア・鉄道館	区間ごとに台数の変動を求め、変動台数を現況交通量に加算 <sup>注)</sup>

注) リニア・鉄道館は、名古屋市自動車交通量実施時(平成22年11月)には開業していなかったため、同調査結果を現況交通量としている安全性の予測においては、利用台数を加算した。

以下、新規開発事業及び走行ルートが変更する事業について、事業に起因する自動車交通量と、大気質、騒音、振動及び安全性の予測時期における区間断面交通量について整理した。

#### (1) 新規開発事業

商業施設等及び集約駐車場の交通量と、該当する予測事項は表－4に、区間断面交通量は図－2、3に示すとおりである。商業施設等の工事中及び供用時における車両台数、並びに集約駐車場の工事車両台数は、名古屋市への聞き取り等により設定した。

表－4 新規開発事業の交通量

事業	区分	予測時期	平日・休日・日平均の別	台数 (台/日)	該当する予測事項				対応 図番号
					大気質	騒音	振動	安全性	
商業 施設等	供用車両	③④⑥	平日	541		○	○	○	図-2
			休日	5,401		○		○	
			日平均	1,017	○				
	工事車両	① ② ⑤	平日	①	257	○	○	○	図-3(1)
				②	118			○	図-3(2)
			⑤	休日	87		○	○	○
日平均	0		○		○				
集約 駐車場	工事車両	① ②	平日	①	62	○			
				②	250	○	○	○	
				332			○		図-4(2)

注)1: 予測時期の番号①～⑥は、以下に示すとおりである。

- ①1期区域工事着工後12ヶ月目 ②1期区域工事着工後14ヶ月目 ③2期区域工事着工後14ヶ月目  
④2期区域工事着工後16ヶ月目 ⑤1期区域供用開始後3ヶ月目 ⑥全区域供用時

2: 日平均は、大気質の予測における年平均値の算出のため、施設の年間利用台数から求めた年平均交通量をいう。(以下の表についても同様。)

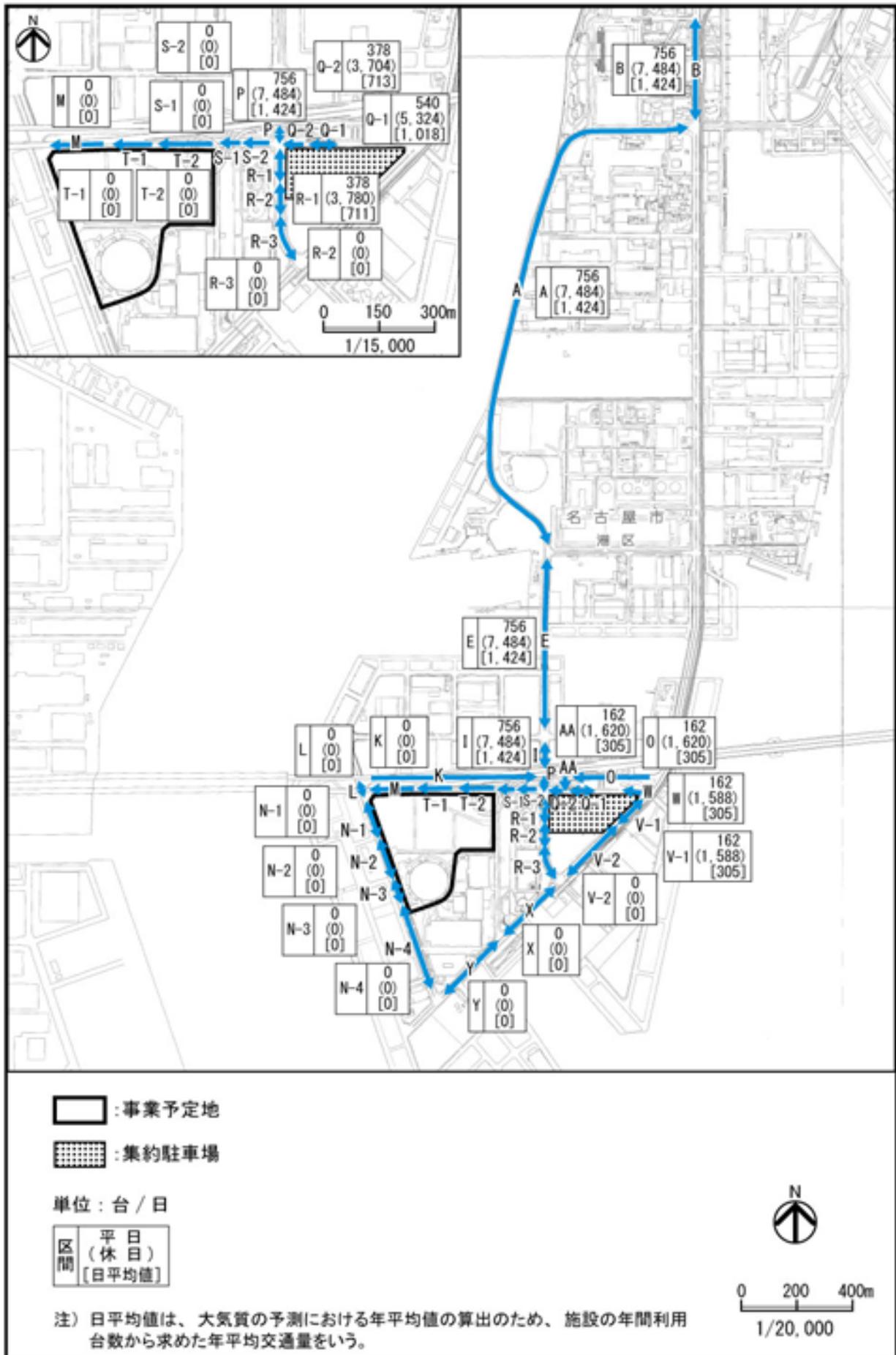


図-2 商業施設等供用車両の区間断面交通量

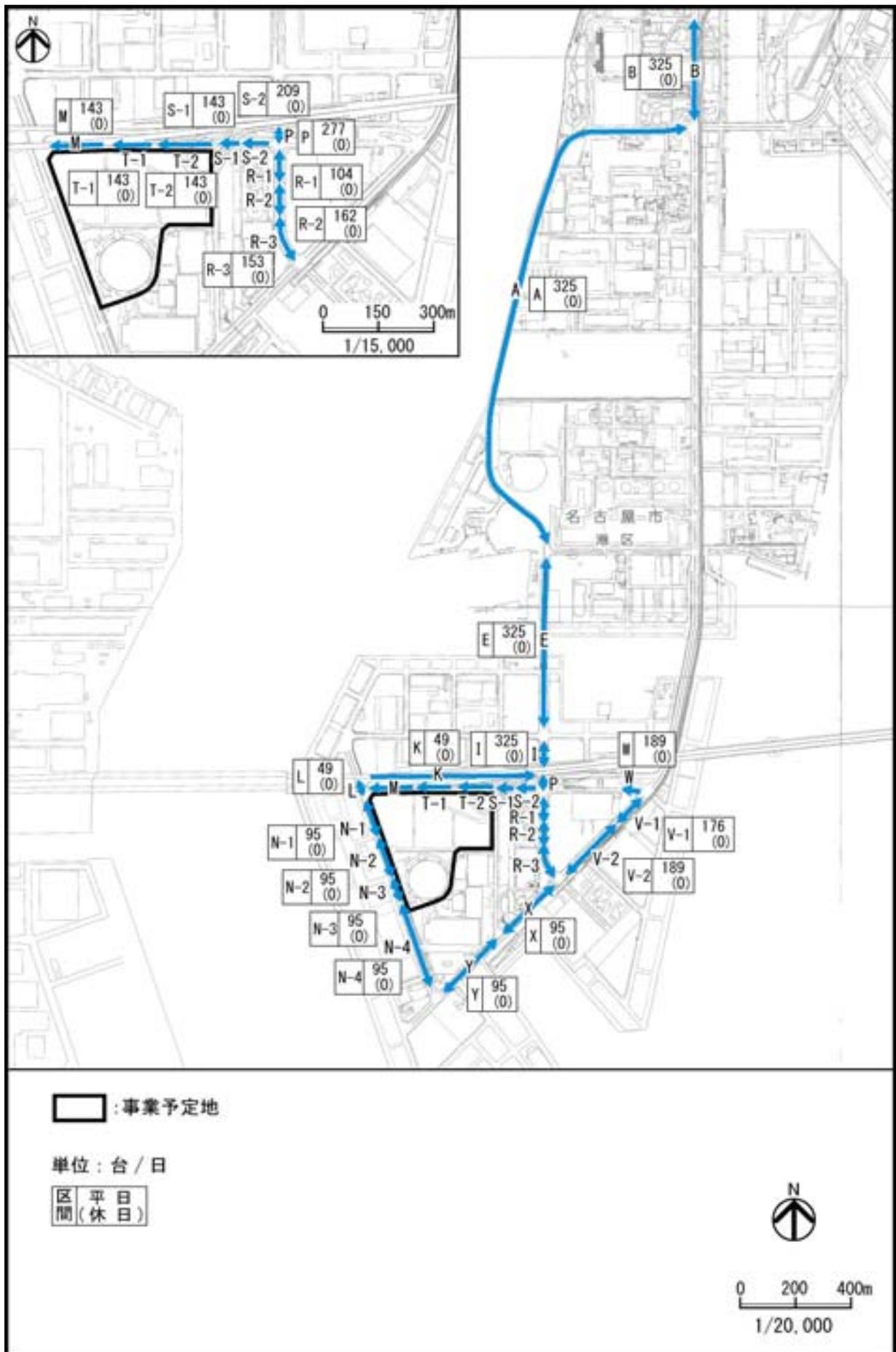


図-3(1) 商業施設等工事関係車両の区間断面交通量(1期区域工事着工後12ヶ月目)

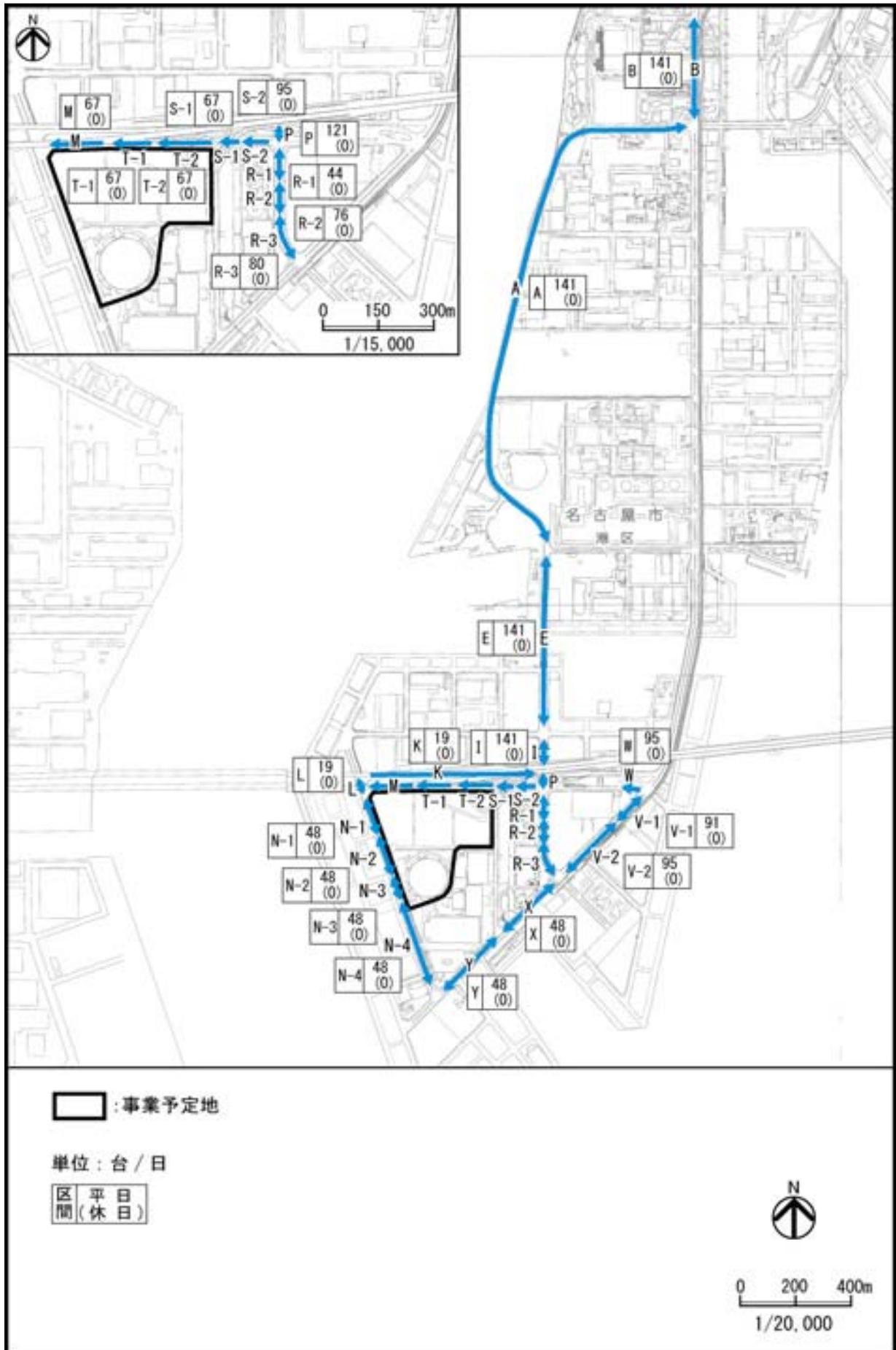


図-3(2) 商業施設等工事関係車両の区間断面交通量(1期区域工事着工後14ヶ月目)

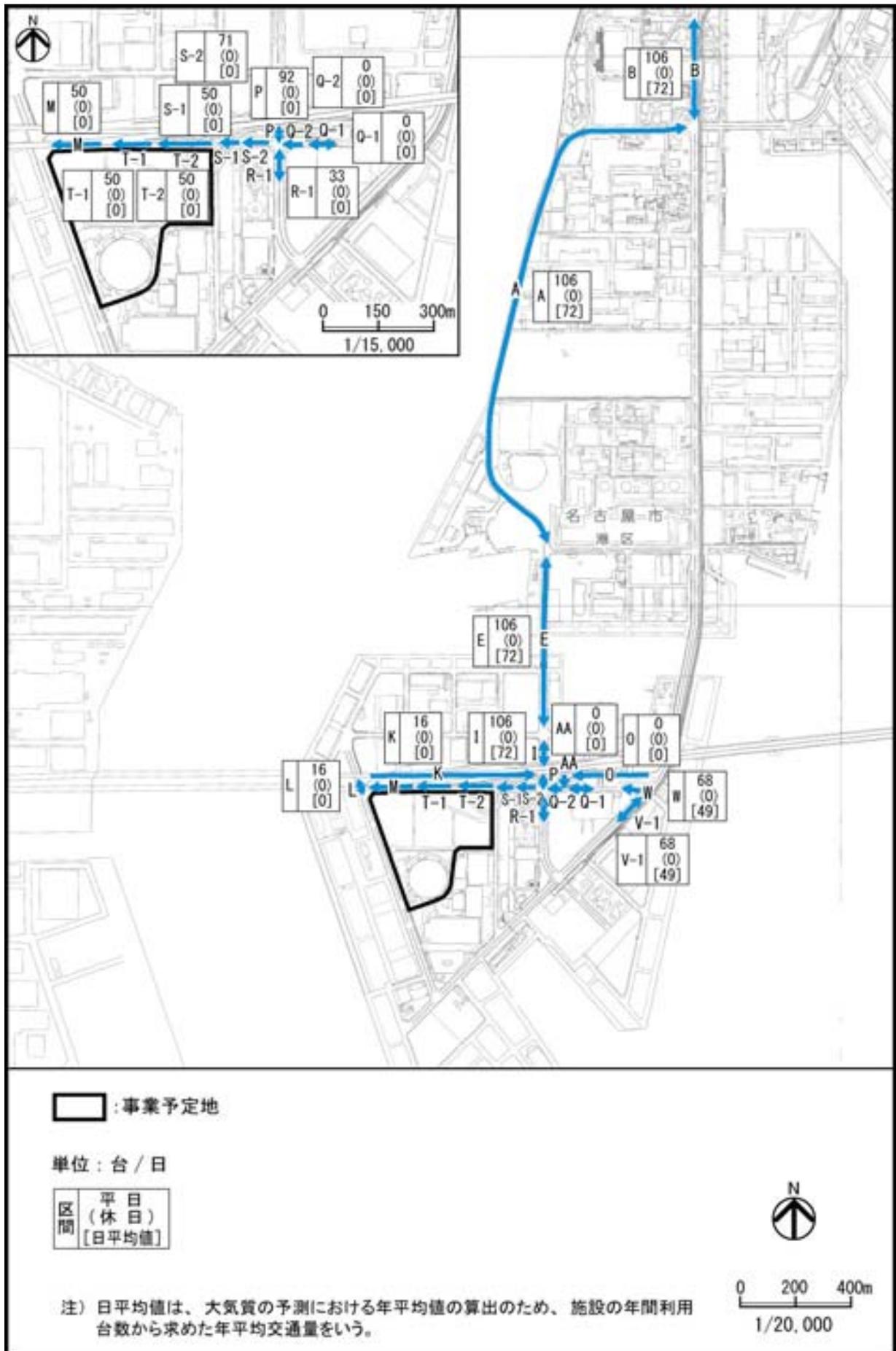


図-3(3) 商業施設等工事関係車両の区間断面交通量 (1期区域供用開始後3ヶ月目)

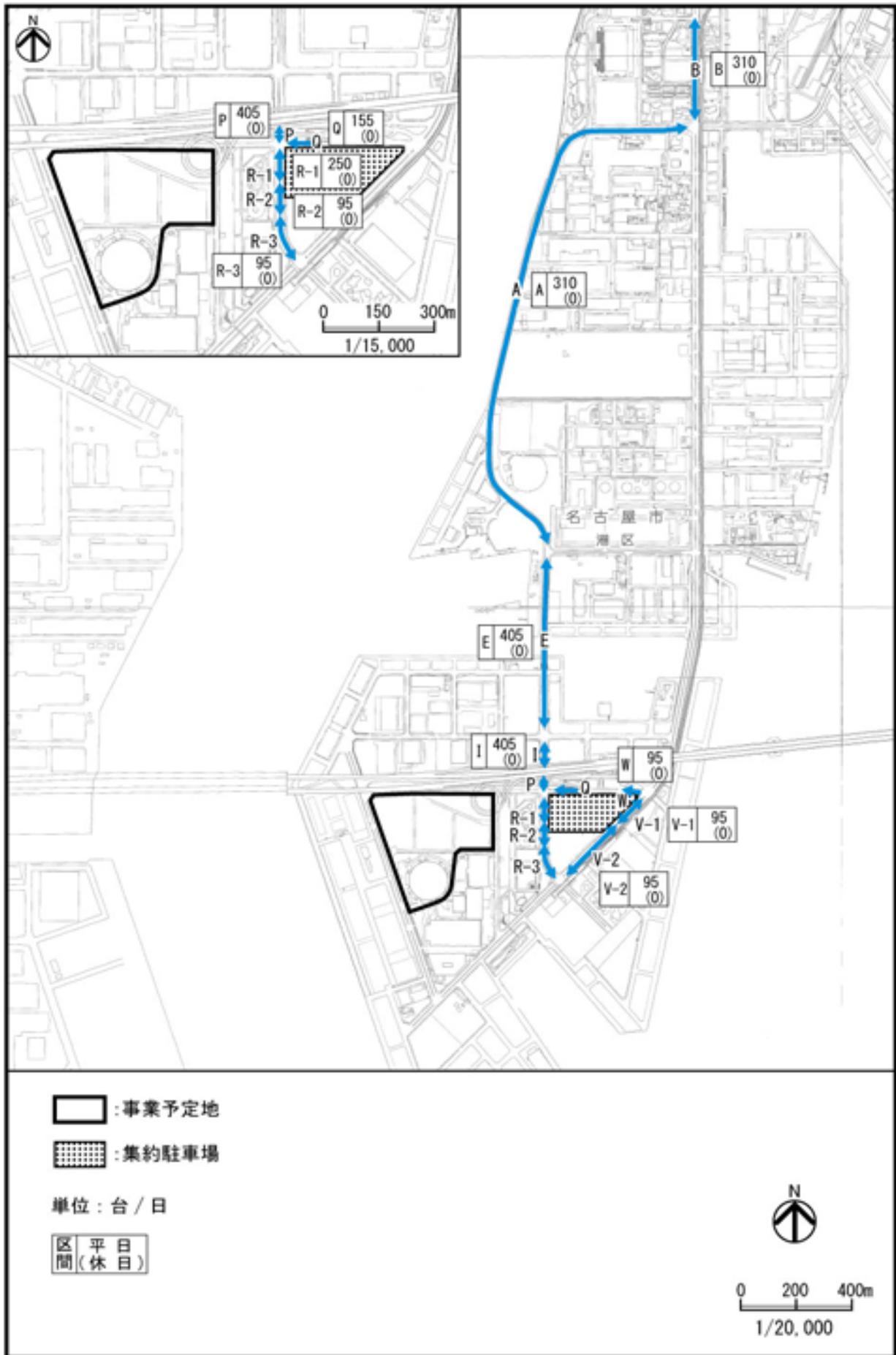


図-4(1) 集約駐車場工事関係車両の区間断面交通量(1期区域工事着工後12ヶ月目)



(2)集約駐車場の供用に伴い走行ルートが変化する事業

①国際展示場

国際展示場の利用車両のうち、現在、事業予定地内北側の平面駐車場を利用していた車両は、集約駐車場供用後には、集約駐車場を利用する計画である。この移行による区間断面交通量の増減は、予測における現況交通量の種類に応じ、以下のとおり行った。

なお、集約駐車場供用後の国際展示場利用台数は、名古屋市への聞き取り等により設定した。

ア 現況交通量に現地調査結果を使用する場合

平面駐車場出入口において現地調査実施時（平成 24 年）に行った交通量調査より、集約駐車場供用前の区間断面交通量を算出した。この交通量と、集約駐車場供用後の交通量を比較し、後者から前者を減じることにより、区間断面交通量の増減を求めた。利用台数の変動は表－4 に、区間断面交通量の増減は図－5 (1)に示すとおりである。

イ 現況交通量に名古屋市自動車交通量調査結果を使用する場合

平面駐車場出入口において平成 22 年度に名古屋市が行った交通量調査より、集約駐車場供用前の区間断面交通量を算出した。この交通量と、集約駐車場供用後の交通量を比較し、後者から前者を減じることにより、区間断面交通量の増減を求めた。利用台数の変動は表－4 に、区間断面交通量の増減は図－5 (2)に示すとおりである。

表－5 国際展示場の利用台数

調査区分	利用台数(台/日)			予測時期	該当する予測事項				対応 図番号
	集約駐車場 供用前	集約駐車場 供用後	変動台数		大気質	騒音	振動	安全性	
現地調査 実施時	平日	0	0	0		○	○		図－5(1)
	休日	3,978	4,837	859	③ ⑤ ⑥	○			
	日平均	1,137	1,382	245		○			
名古屋市交通 量調査実施時	平日	0	0	0	④ ⑤ ⑥			○	図－5(2)
	休日	1,586	4,837	3,251				○	

注)1: 予測時期の番号③～⑥は、以下に示すとおりである。

- ③2 期区域工事着工後 14 ヶ月目
- ④2 期区域工事着工後 16 ヶ月目
- ⑤1 期区域供用開始後 3 ヶ月目
- ⑥全区域供用時

2: 国際展示場利用車両の駐車場利用は休日のみであり、工事が行われる平日の交通に対しては寄与しない。

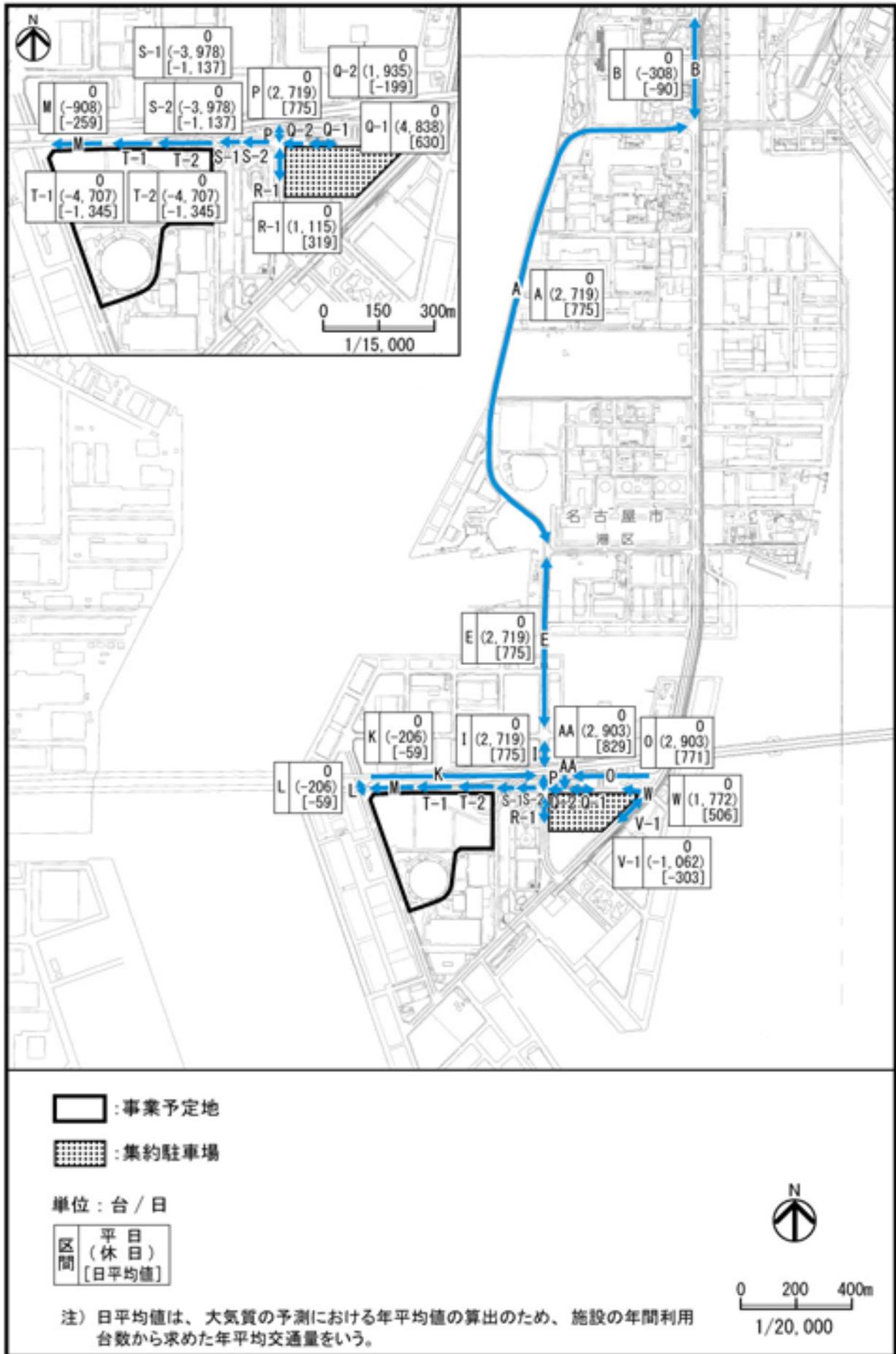
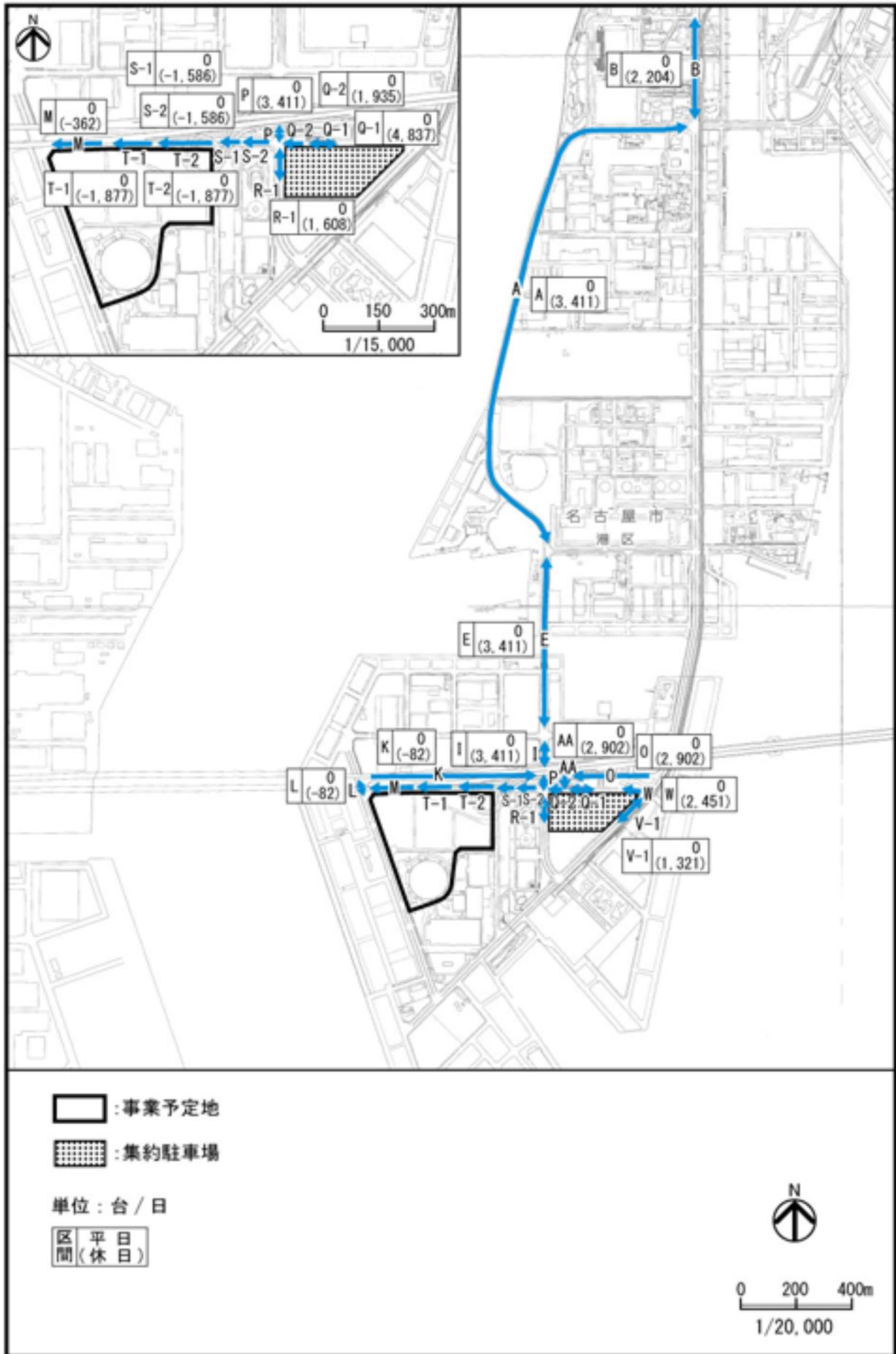


図-5(1) 集約駐車場への移行による国際展示場利用車両の区間断面交通量の増減



図－5(2) 集約駐車場への移行による国際展示場利用車両の区間断面交通量の増減

②リニア・鉄道館

リニア・鉄道館の供用車両のうち、現在、同施設の北東側に隣接する駐車場を利用している車両は、集約駐車場供用後には、集約駐車場を利用する計画である。この移行による区間断面交通量の増減は、予測における現況交通量の種類に応じ、以下のとおり行った。

なお、リニア・鉄道館における供用車両の発生集中交通量は、名古屋市への聞き取り等により設定した。利用台数は表－6に示すとおりである。

表－6 リニア・鉄道館の利用台数

事業	区分	利用台数 (台/日)	予測時期	該当する予測事項			対応 図番号
				大気質	騒音	振動	
リニア・鉄道館	平日	81	③⑤⑥		○	○	図－6(1)
	休日	820			○		
	日平均	199		○			

事業	区分	利用台数 (台/日)	予測時期	該当する予測事項	対応 図番号
				安全性	
リニア・鉄道館	平日	81	②	○	図－6(2)
	休日	820		○	

事業	区分	利用台数 (台/日)	予測時期	該当する予測事項	対応 図番号
				安全性	
リニア・鉄道館	平日	81	④⑤⑥	○	図－6(3)
	休日	820		○	

注) 予測時期の番号②～⑥は、以下に示すとおりである。

②1期区域工事着工後14ヶ月目 ③2期区域工事着工後14ヶ月目

④2期区域工事着工後16ヶ月目 ⑤1期区域供用開始後3ヶ月目 ⑥全区域供用時

ア 現況交通量に現地調査結果を使用する場合

現地調査を行った平成24年にはリニア・鉄道館がオープンしていたため、集約駐車場の供用に伴う区間断面交通量の増減を算出した。算出は、集約駐車場供用前の区間断面交通量と、供用後の区間断面交通量を比較し、後者から前者を減じることにより、区間断面交通量の増減を求めた。算出結果は図－6(1)に示すとおりである。

イ 現況交通量に名古屋市自動車交通量調査結果を使用する場合

名古屋市が交通量調査を行った平成22年にはリニア・鉄道館がオープンしていなかったため、同調査結果を現況交通量としている安全性の予測においては利用台数を加算した。集約駐車場供用前の区間断面交通量は図－6(2)に、供用後の区間断面交通量は図－6(3)に示すとおりである。

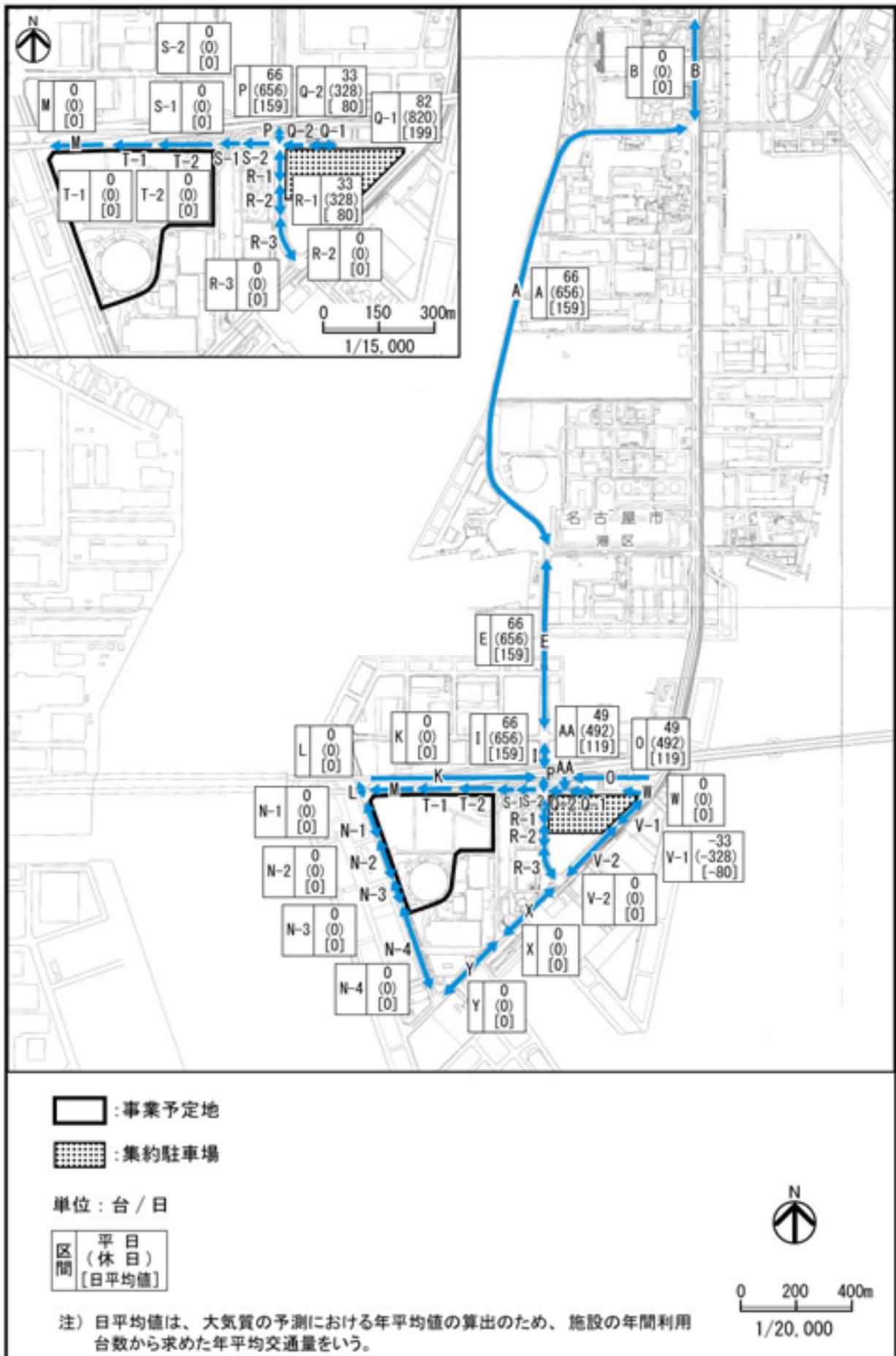


図-6(1) 集約駐車場への移行によるリニア・鉄道館供用車両の区間断面交通量の増減

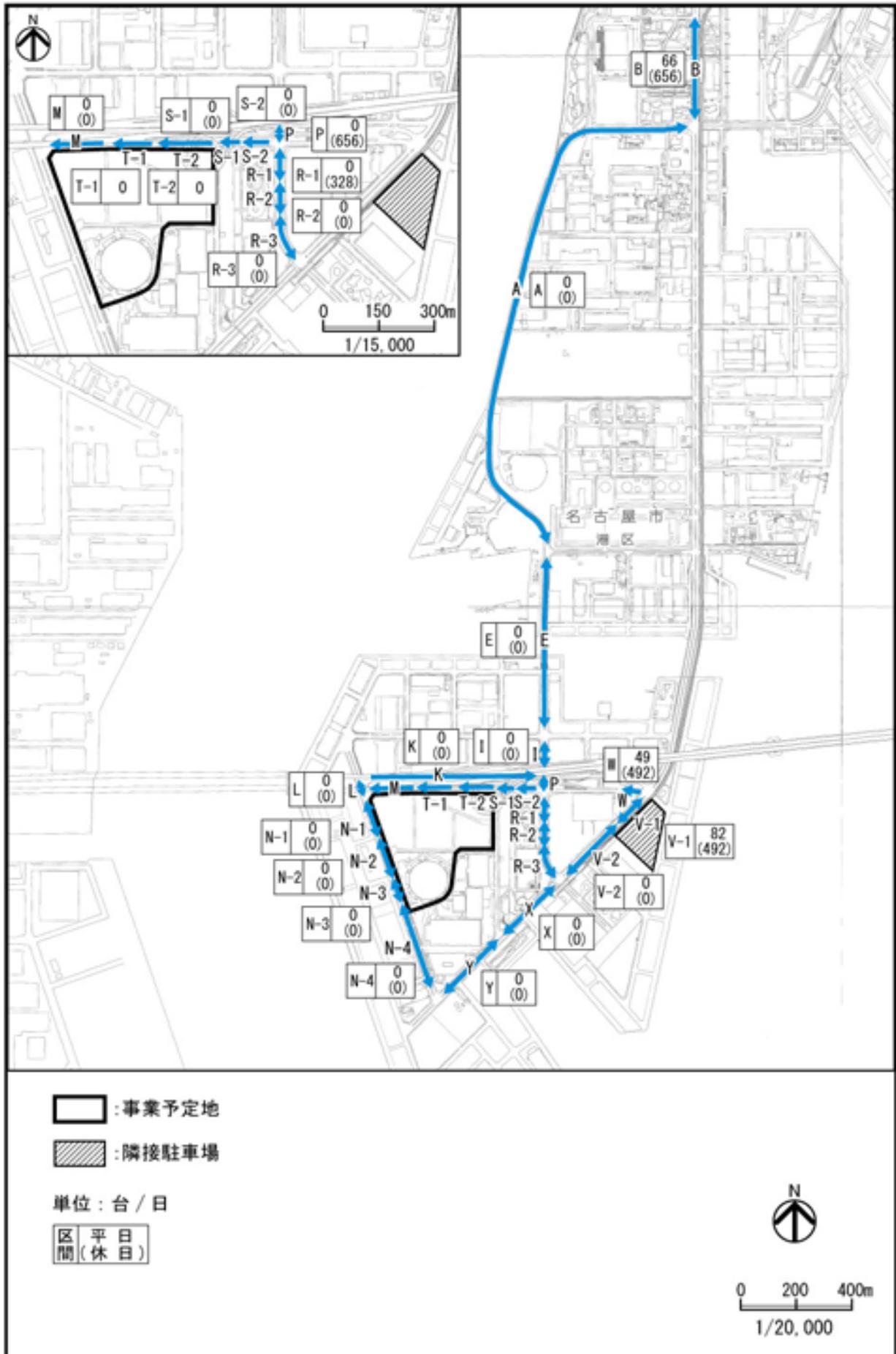


図-6(2) リニア・鉄道館供用車両の区間断面交通量 (集約駐車場供用前)

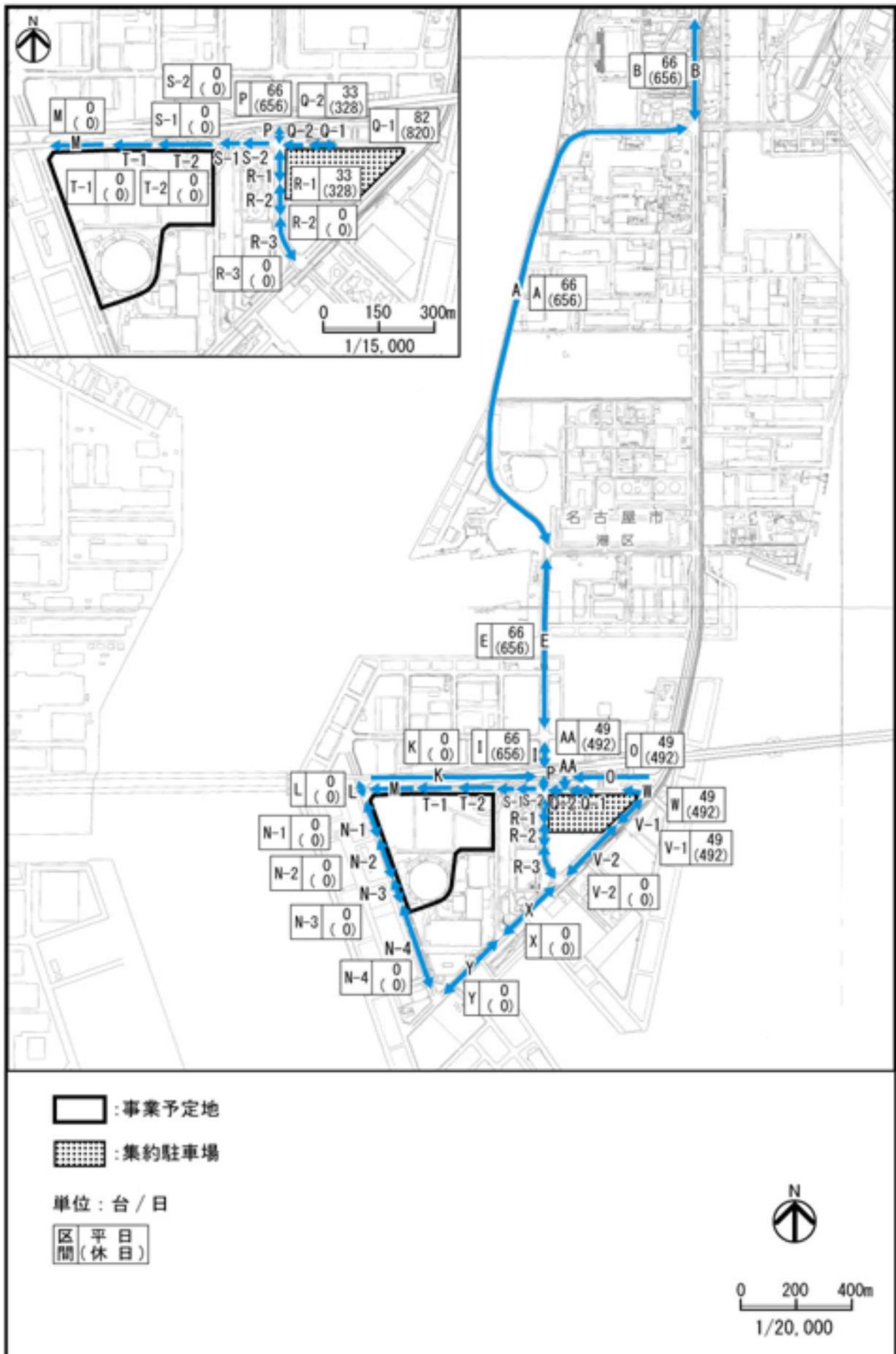


図-6(3) リニア・鉄道館供用車両の区間断面交通量(集約駐車場供用時)

## 【環境基準】

## (1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

## (2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

## (3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物 質	環 境 基 準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物質名	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年平均値が 3μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
地域	名古屋市の全域			

## 【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 11 年愛知県告示第 261 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

## 【人の健康の保護に関する環境基準】

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

【生活環境の保全に関する環境基準】

(昭和46年環境庁告示第59号)

・海 域

(i)

類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されな いこと。
B	水産2級、工業 用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—
備 考	1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100 ml 以下とする。 2 省略					

注)1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2:水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3:環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ii)

類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素 (TN)	全磷 (TP)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下
備 考	1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

注)1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2:水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3:生物生息環境保全:年間を通じて底生生物が生息できる限度

(iii)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下	0.0007mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する項目 (全市域)

項 目	目 標 値
カドミウム	0.003 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下

注) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 水質汚濁に関する項目

区分	海 域	
	☆☆	☆
親水イメージ	水際での遊びが楽しめる	海辺の散歩が楽しめる
水 質 目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	—
	化学的酸素要求量 (COD)	3mg/ℓ 以下
	浮遊物質 (SS)	5mg/ℓ 以下
	溶存酸素量 (DO)	5mg/ℓ 以上
	ふん便性大腸菌群数	—
	全 窒 素	1mg/ℓ 以下
	全 磷	0.09mg/ℓ 以下
	全 亜 鉛	0.01mg/ℓ 以下
	ノニルフェノール	0.0007mg/ℓ 以下
親 し み や す い 指 数	透 視 度	70 cm 以上
	水 の お い	不快でないこと。
	水 の 色	赤潮・苦潮等の異常な着色のないこと。
	水 量	—
	ご み	ごみのないこと。
	生 物 指 標	[海域] クロダイ、マハゼ、 シロギス、カレイ類、 ヤドカリ類、アサリ [干潟] チゴガニ、アナジャコ、 ヤマトシジミ
		[海域] ボラ、スズキ、 イソギンチャク類、 フジツボ類 [干潟] ニホンドロソコエビ、 ゴカイ類

注)1:水質目標値は、日間平均値とする。

2:CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

3:全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、LASについては、年間平均値とする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】

(平成17年名古屋市告示第402号)

水域	区分	親水イメージ	地 域
海 域	☆☆	水際で遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	海辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属しない海域

## 【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 10 につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10 につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 10 につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 10 につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 10 につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 10 につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 10 につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 10 につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 10 につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 10 につき 1 mg 以下であること。
備考 1	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 10 につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 10 につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
3	「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

## 【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

## 【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
		8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		45	40	40
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域		50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65	60	50
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		60	55	50
工業地域		70	65	60
工業専用地域		75	75	70

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市 環境保全条例
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6 バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		○
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあつては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年厚生省・建設省告示第1号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注)1：基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を\*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3：地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域

【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
平成 12 年総理府令第 15 号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音  
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注)1：区域の区分

- a 区域：第一種低層住居専用地域  
第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域  
第二種中高層住居専用地域

- b 区域：第一種住居地域  
第二種住居地域  
準住居地域  
都市計画区域で用途地域の定められていない地域

- c 区域：近隣商業地域  
商業地域  
準工業地域  
工業地域

2：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- ②一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

## 【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
	7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)  
 (振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)  
 (名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類		振動規制法	名古屋市 環境保全条例
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業		○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		○	○
3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		○	○
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		○	○
規制の種別	地域の区分	基 準 等	
基準値	①②③	75dB を超えないこと	
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと	
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと	
*1 日あたりの 作業時間	①	10 時間を超えないこと	
	②	14 時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

注) 1: 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2: 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を \* 欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域: ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域

②地域: 工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域: 工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)  
 (振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定  
 昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

## 【建設工事における排水対策（名古屋市環境保全条例）】

(水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編） 名古屋市)

[下水道処理区域以外]

沈砂槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水。

項 目	目 安
外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質量	200 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ

※この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、この限りではない。

## 【水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（一部抜粋）】

(水質汚濁防止法施行令 昭和 46 年政令第 188 号)

項 目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量	160 (120) mg/ℓ
化学的酸素要求量	160 (120) mg/ℓ
浮遊物質量	200 (150) mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ
窒素含有量	120 (60) mg/ℓ
磷含有量	16 ( 8) mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	15 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	230 mg/ℓ

※( )内は日間平均値

## 【愛知県における上乗せ排水基準】

(水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例 昭和 47 年愛知県条例第 4 号)

[し尿処理施設を有するもの]

項 目	許容限度
生物化学的酸素要求量	40 (30) mg/ℓ
化学的酸素要求量	40 (30) mg/ℓ
浮遊物質量	80 (60) mg/ℓ

※( )内は日間平均値

**【水質汚濁防止法に基づく総量規制値】**

(水質汚濁防止法第4条のうち第1項及び第2項の規定に基づく生物化学的酸素要求量に係る総量規制基準 平成24年愛知県告示第118号)

(水質汚濁防止法第4条のうち第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準 平成24年愛知県告示第119号)

(水質汚濁防止法第4条のうち第1項及び第2項の規定に基づく磷含有量に係る総量規制基準 平成24年愛知県告示第120号)

**[し尿浄化槽]**

項 目	基 準 値
化学的酸素要求量	30 (25) mg/ℓ
窒素含有量	30 (10) mg/ℓ
磷含有量	3 ( 1) mg/ℓ

※( )内は、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿処理することができる方法を採用した場合の基準値である。

**【浄化槽法における基準】**

(環境省関係浄化槽法施行規則 平成24年環境省令第8号)

項 目	基 準 値
生物化学的酸素要求量	20 mg/ℓ

## 【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

(愛知県生活環境保全条例施行規則)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

ストレーナーの位置	地表面下 10m 以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19 cm <sup>2</sup> 以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW 以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m <sup>3</sup> /日以下であること。

## 【地下水揚水規制（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm <sup>2</sup> を超える場合	ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm <sup>2</sup> 以下の場合
地下水の採取許可に係る許可申請が必要	井戸設備設置に係る届出が必要

## 【地下水のゆう出を伴う掘削工事に係る届出（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地下掘削工事
ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78 cm <sup>2</sup> を超える場合
地下掘削工事施工に係る届出が必要

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第 23 条 都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）第 9 条ただし書に規定する緑化率（法第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 1 項の規定による建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。）の最高限度（高層住居誘導地区（都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 4 に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。）、高度利用地区（同項第 3 号に掲げる高度利用地区をいう。）又は都市再生特別地区（同項第 4 号の 2 に掲げる都市再生特別地区をいう。）の区域内にあつては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。）が 10 分の 6 以下の区域内にあつては、300 平方メートル。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項又は第 4 項の規定により建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える建築物の敷地の区域にあつては、500 平方メートル。
- (2) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える区域内にあつては、500 平方メートル。

（条例による緑化率の規制）

第 26 条 次の各号に掲げる建築物（敷地面積が 500 平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
- (2) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物

- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
  - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
  - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの
- 4 市長は、第1項又は第2項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

**【緑のまちづくり条例施行細則（一部抜粋）】**

（緑のまちづくり条例施行細則 平成17年名古屋市規則第158号）

（法第35条第2項の市町が定める建築物の緑化率の最低限度）

第19条の2 法第35条第2項の市長が定める建築物の緑化率の最低限度は、次表のとおりとする。

特定街区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第4号に掲げる特定街区をいう。）に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度	市長が定める建築物の緑化率の最低限度
10分の5以下の場合	10分の2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10分の1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10分の1

（政令第11条に規定する市長が定める数値）

第20条 政令第11条の規定する市長が定める数値は、次表のとおりとする。

1から建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の16第1項又は第136条第1項及び第2項の規定による空地の面積の敷地面積に対する割合を減じた数値	市長が定める数値
10分の5以下の場合	10分の2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10分の1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10分の1
10分の8を超える場合	10分の0.5

## 1. 動物

### (1) 動物リスト

調査対象区域内に生息する動物を把握するために、以下の資料を収集整理した。

- ・「空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」（名古屋市，平成 18 年）（以下、「空見」という。）
- ・「新名古屋火力発電所（7,8 号系列）環境影響評価書 修正環境影響調査書」（中部電力株式会社，平成 6 年）（以下、「新名火」という。）

抽出した種名等のリストは、表-1 に示すとおりである。

また、確認種について、表-2 に示す選定基準にて重要な種の選定を行った。

既存資料に基づく選定の結果、事業予定地近傍の金城ふ頭中央緑地においては重要な種は確認されていない。

表－２ 重要な動物の選定基準

No.	略称	重要な種の選定基準と区分
1	天然記念物	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214)に基づく天然記念物及び特別天然記念物 (区分) 特天: 特別天然記念物 県: 愛知県指定 天: 天然記念物 市: 知多市指定
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種 (区分) 国内: 国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種 国際: 国際希少野生動植物種
3	環境省RL	「哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類のレッドリスト」(環境省, 平成24年8月28日報道発表資料)の選定種 「環境省第4次レッドリスト(汽水・淡水魚類)」(環境省, 平成25年2月1日報道発表資料)の選定種 (区分) EX: 絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種) EW: 野生絶滅(飼育・栽培下でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種) LP: 絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)
4	愛知県RDB	「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009-動物編-」(愛知県, 平成21年3月)の選定種 (区分) EX: 絶滅(愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種) EW: 野生絶滅(野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種) LP: 地域個体群(その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群)
5	愛知県指定種	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日条例第3号)に基づく指定希少野生動植物種の指定種(平成22年4月1日指定)
6	RDBなごや	「レッドデータブックなごや2004」(名古屋市, 平成16年3月)、「名古屋市版レッドリスト2010」(名古屋市, 平成22年3月)及び「レッドデータブックなごや2010-2004年版補遺-」(名古屋市, 平成22年3月)の選定種 (区分) EX: 絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種) EW: 野生絶滅(飼育・栽培下でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

表－1(1) 動物確認種一覧

種別	目名	科名	種名	空見		新名火		選定基準										
					確認地点		確認地点	1	2	3	4	5	6					
哺乳類	コウモリ	ヒナコウモリ	アブラコウモリ	○	①②③													
	ネズミ	ネズミ	ハツカネズミ	○	①													
鳥類	カイツブリ	カイツブリ	ハジロカイツブリ	○	①③													
			カンムリカイツブリ	○	①③													
	ペリカン	ウ	カワウ	○	①②③	○	⑥											
			コウノトリ	サギ	ゴイサギ	○	②④											
	カモ	カモ	ササゴイ	○	②													
			ダイサギ	○	①②③	○	⑥											
			コサギ	○	①②	○	⑥											
			アオサギ	○	①②③④	○	⑥											
			マガモ	○	①②③	○	⑥											
			カルガモ	○	①②③④	○	⑥											
			コガモ	○	②	○	⑥											
			ヨシガモ	○	①	○	⑥											
			オカヨシガモ	○		○	⑥											
			ヒドリガモ	○	②③	○	⑥											
			オナガガモ	○	①②	○	⑥											
			シマアジ			○	⑥											
			タカ	タカ	ミサゴ	○	①②						NT	NT		NT		
	ハイタカ	○			③						NT				NT			
	ハイロチュウビ	○			②								NT					
	ハヤブサ	○			①②③							国内	VU	EN		VU		
	チョウゲンボウ	○			①④													
	キジ	キジ			キジ	○	①											
					チドリ	チドリ	○	②	○	⑥								
	シギ	シギ			シロチドリ	○	②	○	⑥					VU	NT		NT	
					メダイチドリ	○	②	○	⑥									NT
					ダイゼン	○	①②	○	⑥									
			ケリ	○	①	○	⑥						DD					
			キョウジョシギ			○	⑥											
			トウネン	○	①②③	○	⑥											
			ハマシギ	○	①②③	○	⑥						NT					
			ヨオバシギ	○	②									NT		NT		
			オバシギ	○	②	○	⑥							NT		NT		
			ツルシギ			○	⑥						VU	VU		EN		
アオアシシギ			○	②③	○	⑥												
キアシシギ			○	①②③	○	⑥												
イソシギ			○	③	○	⑥												
ソリハシシギ			○	①②	○	⑥												
オグロシギ					○	⑥												
オオソリハシシギ			○	①②	○	⑥									VU			
ダイシャクシギ			○	①	○	⑥									NT			
ホウロクシギ			○	①	○	⑥							VU		VU			
チュウシャクシギ	○	①②③	○	⑥						VU	NT							
カモメ	カモメ	ユリカモメ	○	①②③	○	⑥												
		セグロカモメ	○	①②③	○	⑥					VU	VU						
		オオセグロカモメ	○	③														
		カモメ	○	②③	○	⑥												
		ウミネコ	○	①②③	○	⑥												
ハト	ハト	コアジサシ	○	①②③	○	⑥					国際	VU	NT		VU			
		キジバト	○	①②③④														
カッコウ	カッコウ	ツツドリ	○	②										NT				
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	○	③														
スズメ	ツバメ	ツバメ	シヨウドウツバメ	○	②													
			ツバメ	○	①②③④													
	セキレイ	セキレイ	キセキレイ	○	②④													
			ハクセキレイ	○	①②③④	○	⑥											
			セグロセキレイ	○	①③④	○	⑥											
			ピンズイ	○	②													
	サンショウクイ	サンショウクイ	○	②③								VU	NT		NT			
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	○	①②③④														
	モズ	モズ	○	①②③④														
	ヒタキ	ヒタキ	ジョウビタキ	○	①													
			ツグミ	○	①②③													
			ウグイス	○	①													
オオヨシキリ					○	⑥												
キビタキ			○	④														
エンビタキ	○	①③																

注)1: 目名及び科名の配列は、以下の資料に拠った

- ・哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（脊椎動物編）」（環境庁，平成5年）
- ・昆虫類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅱ）」（環境庁，平成7年）
- ・クモ類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅰ）」（環境庁，平成5年）

2: 種名は、既存資料に掲載されている種名を用いた。

3: 確認地点の丸数字は、以下に示すとおりである。

- ①: 空見スラッジリサイクルセンター（仮称） ②: 稲永公園 ③: 空見緑地
- ④: 空見環境センター緑地 ⑤: 金城埠頭中央緑地 ⑥: 庄内川河口
- ⑦: 金城埠頭中央緑地、一州町工場跡、大江町工場跡、新宝町周辺、荒尾町山王周辺

4: 確認地点①及び②の鳥類には、周辺海域で確認された種が含まれる。

5: 表中の選定基準番号は、前掲表－2の選定基準No.に対応する。

表－1(2) 動物確認種一覧

種別	目名	科名	種名	空見		新名火		選定基準											
					確認地点		確認地点	1	2	3	4	5	6						
鳥類	スズメ	シジュウカラ	ヤマガラ	○	②														
			シジュウカラ	○	②③④														
			メジロ	○	①②③														
			ホオジロ	○	①														
			アトリ	○	①②③	○	⑥												
			ハタオリドリ	○	①②③④														
			ムクドリ	○	①②③④														
			カラス	カケス	○	①													
				ハシボソガラス	○	①②③④													
				ハシブトガラス	○	①②③④													
			フラミンゴ	フラミンゴ	チリフラミンゴ			○	⑥										
			ハト	ハト	ドバト	○	①②③④												
			爬虫類	トカゲ	カナヘビ	カナヘビ	○	①④											
					ヘビ	シマヘビ	○	①③④											NT
両生類	カエル	アマガエル	アマガエル	○	②														
		アカガエル	ヌマガエル ウシガエル				○	⑤											
昆虫類	トビムシ	ヒメトビムシ	ヒメトビムシ科類	○	②③														
			ツチトビムシ	ツチトビムシ科の一種	○	②													
			トゲトビムシ	トゲトビムシ科類	○	①②													
			アヤトビムシ	アヤトビムシ科の一種				○	⑦										
				アヤトビムシ科類	○	①②③④													
			マルトビムシ	マルトビムシ科類	○	①②④													
			トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ	○	①												
	セスジイトトンボ	○			④														
	アジアイトトンボ	○			③			○	⑦										
	ヤンマ	ギンヤンマ							○	⑦									
	エゾトンボ	オオヤマトンボ		○	③														
	トンボ	シオカラトンボ		○	①②③④														
		ウスバキトンボ		○	①②③④														
		コシアキトンボ		○	①														
		チョウトンボ		○	①③④			○	⑦										
		ナツアカネ		○	①②③④														
		アキアカネ					○	⑦											
	ゴキブリ	ゴキブリ	ヤマトゴキブリ	○	②														
		チャバネゴキブリ	モリチャバネゴキブリ	○	②			○	⑦										
	カマキリ	カマキリ	ハラビロカマキリ	○	①③④														
			コカマキリ	○	①														
			チョウセンカマキリ	○	④														
			オオカマキリ	○	①②			○	⑦										
			オオカマキリの一種	○	①④														
	シロアリ	ミゾガシラシロアリ	ヤマトシロアリ	○	①②			○	⑦										
	バッタ	コオロギ	ハラオカメコオロギ	○	①②③④														
			オカメコオロギ属の一種	○	①②③④														
			ミツカドコオロギ	○	④														
			シバズ	○	②④														
			マダラズ	○	②														
			エンマコオロギ	○	①②③④			○	⑦										
			ツツレサセコオロギ	○	①②③④														
			スズムシ	スズムシ	○	②													
			マツムシ	アオマツムシ	○	③④													
			カネタタキ	カネタタキ	○	①②③			○	⑦									
			カンタン	ヒロバネカンタン	○	③④													
			キリギリス	ホシササキ															
				ササキ属の一種	○	③④													
		クビキリギス		○	①③														
		ツユムシ		○	①②③														
		アシグロツユムシ		○	①④														
		オンブバッタ		オンブバッタ	○	①③④													
		バッタ		ショウリウバッタ	○	①③④													
			マダラバッタ	○	①④														
			トノサマバッタ	○	①②③④			○	⑦										
			クルマバッタモドキ	○	①③④														
			コバネイナゴ	○	④														
ツチイナゴ							○	⑦											
イボバッタ			○	②③															
ヒシバッタ		ニセハネナガヒシバッタ	○	④															
		ハネナガヒシバッタ	○	④															
		ヤセヒシバッタ	○	④															
		ヒシバッタの一種	○	④															

注) 1: 目名及び科名の配列は、以下の資料に拠った

- ・哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（脊椎動物編）」（環境庁，平成5年）
- ・昆虫類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅱ）」（環境庁，平成7年）
- ・クモ類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅰ）」（環境庁，平成5年）

2: 種名は、既存資料に掲載されている種名を用いた。

3: 確認地点の丸数字は、以下に示すとおりである。

①: 空見スラッヂリサイクルセンター（仮称） ②: 稲永公園 ③: 空見緑地

④: 空見環境センター緑地 ⑤: 金城埠頭中央緑地 ⑥: 庄内川河口

⑦: 金城埠頭中央緑地、一州町工場跡、大江町工場跡、新宝町周辺、荒尾町山王周辺

4: 確認地点①及び②の鳥類には、周辺海域で確認された種が含まれる。

5: 表中の選定基準番号は、前掲表－2の選定基準No.に対応する。



表－1(4) 動物確認種一覧

種別	目名	科名	種名	空見		新名火		選定基準															
					確認地点		確認地点	1	2	3	4	5	6										
昆虫類	アミメカゲロウ	ヒメカゲロウ	ヤマトヒメカゲロウ	○	①																		
			ヒメカゲロウ科の一種	○	②																		
			クサカゲロウ	クモンクサカゲロウ	○	②③④																	
				ヨツボシクサカゲロウ	○	①③																	
				ヤマトクサカゲロウ	○	①②③④																	
		アカスジクサカゲロウ		○	②																		
		コウチュウ	オサムシ	スズキクサカゲロウ	○	①②																	
				キイロチビゴモムシ	○	②③④																	
				ニセマルガタゴミムシ	○	②③																	
				ヨマルガタゴミムシ	○	①④																	
	ホシボシゴミムシ			○	②																		
	キボシアトキリゴミムシ			○	③④																		
	キバナガミスギワゴミムシ			○	①																		
	ミカワオサムシ					○	⑦																
	アトリアオゴミムシ			○	②③④																		
	マイマイカブリ			○	①④																		
	セアカヒラタゴミムシ			○	③																		
	チビヒョウタンゴミムシ			○	①																		
	クウスゴモムシ			○	②③																		
	クロゴモムシ			○	③																		
	ウスアカクロゴモムシ			○	①②																		
	アカアシマルガタゴモムシ			○	②③																		
	ヨルリアトキリゴミムシ			○	①																		
	ミドリマゴモムシ			○	①②④																		
	クロツヤヒラタゴミムシ			○	③																		
	オオクロツヤヒラタゴミムシ			○	①④																		
	ヒラタコミスギワゴミムシ			○	①																		
	ヨツモンコミスギワゴミムシ			○	④																		
	オオホソクビゴミムシ			○	①																		
	ゲンゴロウ			ホソセシゲンゴロウ	○	①																	
				チビゲンゴロウ	○	①																	
	ガムシ			ゴマフガムシ	○	①																	
				ケシガムシ属の一種	○	①																	
	ハネカクシ			ヒゲフトハネカクシの一種	○	②③																	
				ヒメシリグロハネカクシ	○	③																	
				ニセユミセミソハネカクシ	○	①④																	
				クロストガリハネカクシ	○	①④																	
				クロナガエハネカクシ	○	①																	
				ウスアカハソツハネカクシ	○	③																	
				アオバアリガタハネカクシ	○	②④																	
				クロコシラハネカクシの一種	○	②																	
				ヘリアカバコシラハネカクシ	○	③																	
				メダカハネカクシ属の一種	○	①																	
				ハネカクシ科類	○	①②③④																	
				アリツカムシ	アリツカムシ科の一種	○	②																
	デオキノコムシ			ケシデオキノコムシ属の一種	○	②																	
	コガネムシ	アオドウガネ	○	①②③④																			
		ヒメコガネ					○	⑦															
		ナガチャコガネ	○	③																			
		アカビロウドコガネ	○	②③																			
		ヒメビロウドコガネ	○	③④																			
		ビロウドコガネ属の一種	○	①																			
		ワタリビロウドコガネ	○	①②③																			
		コブマルエンマコガネ	○	①②③④																			
		コアオハナムグリ	○	①②																			
		マメコガネ	○	④																			
		ナラノチャイロコガネ	○	②																			
		シロテンハナムグリ	○	①③④																			
		カナブン	○	①③④																			
		マルトゲムシ	シラフチビマルトゲムシ	○	①③																		
		ヒメドロムシ	キスジミドロムシ	○	②																		
		チビドロムシ	チビドロムシ	○	④																		
		タマムシ	ヒシモンナガタマムシ	○	①																		
			スジチビタマムシの一種	○	①																		
		コメツキムシ	クズノチビタマムシ	○	①																		
			マダラチビコメツキ	○	①④																		
	サビキコリ		○	①②																			
	ベニボタル	クシコメツキ	○	①③					○	⑦													
		ハナボタル属の一種	○	①																			
		ジョウカイボン	セボシジョウカイ	○	①																		
	カツオブシムシ	ヒメマルカツオブシムシ	○	①②③																			

注)1:目名及び科名の配列は、以下の資料に拠った  
 ・哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類：  
 「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（脊椎動物編）」（環境庁，平成5年）  
 ・昆虫類：  
 「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅱ）」（環境庁，平成7年）  
 ・クモ類：  
 「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅰ）」（環境庁，平成5年）  
 2:種名は、既存資料に掲載されている種名を用いた。  
 3:確認地点の丸数字は、以下に示すとおりである。  
 ①:空見スラッジリサイクルセンター（仮称） ②:稲永公園 ③:空見緑地  
 ④:空見環境センター緑地 ⑤:金城埠頭中央緑地 ⑥:庄内川河口  
 ⑦:金城埠頭中央緑地、一州町工場跡、大江町工場跡、新宝町周辺、荒尾町山王周辺  
 4:確認地点①及び②の鳥類には、周辺海域で確認された種が含まれる。  
 5:表中の選定基準番号は、前掲表－2の選定基準No.に対応する。

表－1(5) 動物確認種一覧

種別	目名	科名	種名	空見		新名火		選定基準														
				確認地点		確認地点		1	2	3	4	5	6									
昆虫類	コウチュウ	ジョウカイモドキ	ヒロオビジョウカイモドキ	○	②																	
			キアシオビジョウカイモドキ	○	①																	
		ゲシキスイ	クロハナゲシキスイ	○	①																	
			クリヤゲシキスイ	○	①																	
			クワイロデオキスイ	○	③																	
			モンチビヒラタゲシキスイ	○	③																	
			アカマダラゲシキスイ	○	④																	
			マルキマダラゲシキスイ	○	①②③④																	
			カタベニデオキスイ	○	③																	
			ゲシキスイ科の一種	○	①③																	
		ネスイムシ	トビロデオネスイ	○	①																	
			ホソヒラタムシ	○	③④																	
		ホソヒラタムシ	フタトゲホソヒラタムシ	○	①																	
			ケナガセマルキスイ	○	①																	
		キスイムシ	ウスバキスイ	○	③																	
			クロモンキスイ	○	③																	
			マルガタキスイ	○	①③④																	
			ヒメムクゲオオキノコ	○	④																	
		テントウムシ	ミスジキロテントウ	○	③④																	
			ムーアシロホシテントウ	○	③																	
			ヒメアカホシテントウ	○	①②																	
			ナナホシテントウ	○	①③④			○	⑦													
			ニジュウヤホシテントウ	○	①																	
			ナミテントウ	○	①④																	
			キイロテントウ	○	①③																	
			ダンドラテントウ	○	①②④																	
			セスジヒメテントウ	○	②④																	
			ヨツモンヒメテントウ	○	②																	
			ヒメガメノコテントウ	○	①②③④																	
			クモガタテントウ	○	①②③																	
			ベダリアテントウ	○	③																	
			クロヘリヒメテントウ	○	①②③④																	
			コクロヒメテントウ	○	②																	
			クワツヤテントウ	○	②																	
			クロテントウ	○	②																	
			ヒメマキムシ	ウスチャケシマキムシ	○	①																
				ヒメマキムシ科の一種	○	①																
			ニセクビボソムシ	チャイロニセクビボソムシ	○	①																
		ゴミムシダマシ	コスナゴミムシダマシ	○	①②																	
			ヒメホソハマバゴミムシダマシ	○	②																	
			ゴミムシダマシ	○	③																	
			キマワリ	○	①																	
			ユミアシゴミムシダマシ	○	③④																	
		モトヨツコゴミムシダマシ	○	①																		
		カミキリムシ	ゴマダラカミキリ	○	②																	
		ハムシ	コカミナリハムシ	○	①②④																	
			ツブノミハムシ	○	④																	
			ウリハムシ	○	①③④																	
			クロウリハムシ	○	①																	
			アオバナネサルハムシ	○	①④																	
			チャバラマメゾウムシ	○	①																	
			ヒメドウガネトビハムシ	○	③																	
			ムシクソハムシ	○	②																	
			ヨモギハムシ	○	①																	
			コガタリハムシ	○	①																	
			クロボシトビハムシ	○	①																	
			オオバコトビハムシ	○	②																	
			フタスジヒメハムシ	○	②④																	
			ヒメキバナサルハムシ	○	③																	
			チュウジョウキスジノミハムシ	○	②																	
			ヤナギルリハムシ	○	①																	
			ナトビハムシ	○	①②																	
			サンゴジュハムシ	○	②③																	
			ドウガネサルハムシ	○	①③																	
			アラハダトビハムシ	○	①④																	
		オトシブミ	クロケシツブチョッキリ	○	①																	
		ホソクチゾウムシ	ギシギシホソクチゾウムシ	○	①																	
		ゾウムシ	ホソヒメカタゾウムシ	○	②																	
			アオバナネサルゾウムシ	○	②																	

注)1:目名及び科名の配列は、以下の資料に拠った  
 ・哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類：  
 「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－(脊椎動物編)」(環境庁,平成5年)  
 ・昆虫類：  
 「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－(無脊椎動物編Ⅱ)」(環境庁,平成7年)  
 ・クモ類：  
 「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－(無脊椎動物編Ⅰ)」(環境庁,平成5年)  
 2:種名は、既存資料に掲載されている種名を用いた。  
 3:確認地点の丸数字は、以下に示すとおりである。  
 ①:空見スラッジリサイクルセンター(仮称) ②:稲永公園 ③:空見緑地  
 ④:空見環境センター緑地 ⑤:金城埠頭中央緑地 ⑥:庄内川河口  
 ⑦:金城埠頭中央緑地、一州町工場跡、大江町工場跡、新宝町周辺、荒尾町山王周辺  
 4:確認地点①及び②の鳥類には、周辺海域で確認された種が含まれる。  
 5:表中の選定基準番号は、前掲表－2の選定基準No.に対応する。







表－1(9) 動物確認種一覧

種別	目名	科名	種名	空見	確認地点	新名火	選定基準									
							確認地点	1	2	3	4	5	6			
クモ類	クモ目	コガネグモ科	コガネグモ属の一種	○	①③											
			ギンメッキゴミグモ	○	①③											
			キシロゴミグモ	○	①											
			ゴミグモ	○	③											
			シロスジショウジョウグモ	○	②											
			コガネグモダマシ	○	①③④											
			メガネドヨウグモ	○	②											
			ドヨウオニグモ	○	①②③④											
			ヤマシロオニグモ	○	①③											
			サツマノダマシ	○	①											
			ジョロウグモ	○	①③											
			ゲホウグモ	○	①									NT	VU	
			アシナガグモ科	ヨツボシアシナガグモ	○	②										
				トガリアシナガグモ	○	①②③④										
		アシナガグモ		○	④											
		ウロコアシナガグモ		○	②③											
		アシナガグモ属の一種		○	①②③											
		タナグモ科	クサグモ属の一種	○	①②											
		ガケジグモ科	シモフリヤチグモ	○	①											
			メガネヤチグモ	○	②											
		ヤチグモ属の一種	ヤチグモ属の一種	○	①											
		ナミハグモ科	ヨシアキナミハグモ	○	②											
		キシダグモ科	ハシリグモ属の一種	○	①②											
		コモリグモ科	ミズコモリグモ属の一種	○	①											
		コモリグモ科	ハラクロコモリグモ	○	①②③④											
			ウツキコモリグモ	○	②④											
			ハリゲコモリグモ	○	②											
			キクツキコモリグモ	○	②											
			チビコモリグモ	○	①											
			カインクコモリグモ属の一種	○	①											
			コモリグモ科の一種	○	①②④											
			ササグモ科	ササグモ	○	①②④										
			フクログモ科	コマチグモ属の一種	○	④										
				フクログモ属の一種	○	①③										
		ウエムラグモ科	イタチグモ	○	③											
			オトヒメグモ	○	①②③											
		ウラムグモ属の一種	ウラムグモ属の一種	○	①											
		シボグモ科	シボグモ	○	①											
		ワシグモ科	メキリグモ	○	③											
		ワシグモ科の一種	ワシグモ科の一種	○	②④											
		カニグモ科	キハダカニグモ	○	②											
			ハナグモ	○	①②③④											
			シロスジグモ	○	①④										DD	
			セマルトラフカニグモ	○	③											
			カラカニグモ	○	①											
			チシマカニグモ	○	①③④											
			オオヤミイロカニグモ	○	①②											
			カニグモ属の一種	○	①											
			エビグモ科	キタエビグモ	○	②										
				キハダエビグモ	○	②										
		アサヒエビグモ		○	①②③											
		ヤドカリグモ		○	④											
		エビグモ属の一種		○	①②③											
		ハエトリグモ科	ネコハエトリ	○	①②③④											
			マジロハエトリ	○	①②④											
			アシトハエトリ	○	②											
			ヤハズハエトリ	○	④											
			オオハエトリグモ属の一種	○	①④											
			アリグモ	○	①③											
			アリグモ属の一種	○	②											
			ミスジハエトリ	○	②③											
			イナズマハエトリ	○	①②											
			カラスハエトリ	○	③④											
			アオオビハエトリ	○	①②											

注)1:目名及び科名の配列は、以下の資料に拠った

- ・哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（脊椎動物編）」（環境庁，平成5年）
  - ・昆虫類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅱ）」（環境庁，平成7年）
  - ・クモ類：  
「日本産野生生物目録－本邦産野生動物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅰ）」（環境庁，平成5年）
- 2:種名は、既存資料に掲載されている種名を用いた。  
 3:確認地点の丸数字は、以下に示すとおりである。  
 ①:空見スラッジリサイクルセンター（仮称） ②:稲永公園 ③:空見緑地  
 ④:空見環境センター緑地 ⑤:金城埠頭中央緑地 ⑥:庄内川河口  
 ⑦:金城埠頭中央緑地、一州町工場跡、大江町工場跡、新宝町周辺、荒尾町山王周辺  
 4:確認地点①及び②の鳥類には、周辺海域で確認された種が含まれる。  
 5:表中の選定基準番号は、前掲表－2の選定基準No.に対応する。

## (2) 聞き取り

新施設の存在・供用時における鳥類及び外来種（ミドリイガイ）への影響について、専門家へのヒアリングを行った。この結果は、以下に示すとおりである。

### ① 鳥類

新施設の存在・供用による鳥類への影響について、聞き取りを行った。聞き取り概要は、以下のとおりである。

【実施時期】：平成 24 年 10 月 31 日

【専門家の所属機関及び属性】：大学（鳥類専門）

【聞き取りの主な内容】：

- ・以前、藤前干潟から鶴の山に帰るカワウの飛翔ルートについて、調査を行ったことがある。その結果、藤前干潟を飛び立ったカワウは、名港トリトンの下をくぐり、金城ふ頭西側の海の上を飛翔している状況であった。
- ・金城ふ頭には、既に建物や伊勢湾岸道路の橋があり、その橋には、照明が設置されている。新たにレゴランドができたとしても、大きな影響はないと考える。

### ② 外来種（ミドリイガイ）

事業活動に伴い発生する温排水による外来種（ミドリイガイ）の繁殖の促進について、聞き取りを行った。聞き取り概要は、以下のとおりである。

【実施時期】：平成 25 年 5 月 15 日

【専門家の所属機関及び属性】：大学（貝類専門）

【聞き取りの主な内容】：

- ・外来の貝類が繁殖するためには、高い温度と栄養塩が必要である。
- ・温度については、現在の排水計画では常温に近く、ミドリイガイなどが更に増殖する温度ではないことから、影響はほとんど無いと考える。
- ・栄養塩についても、事業予定地周辺海域は庄内川からの流入負荷が大きく、この事業による新たな負荷はほとんど無視できるレベルであるため、事業による影響は考えられない。

## 2. 植物

調査対象区域内に生育する植物を把握するために、以下の資料を収集整理した。

- ・「空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」（名古屋市，平成18年）（以下、「空見」という。）

また、平成24年11月16日に、事業予定地東側にある金城ふ頭中央緑地において、生育する植物の確認を行った。

抽出した種名等のリストは、表－3に示すとおりである。

また、確認種について、表－4に示す選定基準にて重要な種の選定を行った。

既存資料の収集及び現地確認調査による選定の結果、事業予定地近傍の金城ふ頭中央緑地において重要な植物は確認されなかった。なお、金城ふ頭中央緑地においてカエデ科のハナノキが確認されたが、同種は植栽種であり、自生種でないことから、重要な種には含まない。

表－4 重要な植物の選定基準

No.	略称	重要な種の選定基準と区分
1	天然記念物	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214)に基づく天然記念物及び特別天然記念物 (区分) 特天: 特別天然記念物 県: 愛知県指定 天: 天然記念物 市: 知多市指定
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種 (区分) 国内: 国内希少野生動植物種 国際: 国際希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種
3	環境省RL	「植物I(維管束植物)のレッドリスト」(環境省, 平成24年8月28日報道発表資料)の選定種 (区分) EX: 絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種) EW: 野生絶滅(飼育・栽培下でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)
4	愛知県RDB	「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009-植物編-」(愛知県, 平成21年3月)の選定種 (区分) EX: 絶滅(愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種) EW: 野生絶滅(野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種)
5	愛知県指定種	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日条例第3号)に基づく指定希少野生動植物種の指定種(平成22年4月1日指定)
6	RDBなごや	「レッドデータブックなごや2004」(名古屋市, 平成16年3月)、「名古屋市版レッドリスト2010」(名古屋市, 平成22年3月)及び「レッドデータブックなごや2010-2004年版補遺-」(名古屋市, 平成22年3月)の選定種 (区分) EX: 絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種) EW: 野生絶滅(飼育・栽培下でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

表-3(1) 植物確認種一覧

分類	科名	種名	空見		金城ふ頭中央緑地		選定基準											
			確認地点	備考	備考	備考	1	2	3	4	5	6						
シダ植物	トクサ	スギナ	○	①②③④		○												
		イヌトクサ	○	①②														
		フサシダ	○	①														
		イノモトソウ	○	①														
		チャセンシダ	○	①														
		オシダ	○	①														
			オニヤブノテツ	○	①													
			ヤマヤブノテツ	○	①													
			ヒメシダ	○	①													
			メシダ	○	①													
種子植物 裸子植物	マツ	イチョウ	○	①②	植栽	○	植栽											
		ヒマラヤスギ	○	①②	植栽													
		クロマツ	○	①②③④	植栽	○	植栽											
		カイツカイブキ	○	①②③	植栽	○	植栽											
		イヌマキ	○	②	植栽													
		イチイ	○	②	植栽	○	植栽											
		ヤマモモ	○	②③	植栽	○	植栽											
		ヤナギ	○	①②④	植栽													
			セイヨウハコヤナギ	○	②④	植栽												
			シダレヤナギ	○	①	植栽												
種子植物 被子植物 双子葉植物 離弁花類	ブナ	カワヤナギ	○	①	植栽													
		ウンリウヤナギ	○	①	植栽													
		スダジイ	○	②③④	植栽													
		マデバシイ	○	②③	植栽	○	植栽											
		アラカシ	○	②③	植栽													
		シラカシ	○	②③④	植栽	○	植栽											
		ウバメガシ	○	①②③④	植栽	○	植栽											
		コナラ	○	②	植栽													
		アベマキ	○	③	植栽													
		ニレ	○	①②③④		○												
クワ	クワ	○	③															
	ムクノキ	○	①②③④		○													
	エノキ	○	①②③④		○													
	アキノニレ	○	①③	逸出	○													
	ケヤキ	○	②	植栽	○	植栽												
	タデ	○	④															
	シロバナサクラタデ	○	④															
	オオイヌタデ	○	④															
	イヌタデ	○	①②③④															
	イシミカワ	○	④															
ミチヤナギ	○	①																
イタドリ	○	①																
スイバ	○	①②③		○														
アレチギシギシ	○	②	帰化															
ナガバギシギシ	○	①②④	帰化															
ギシギシ	○	②③④																
エゾノギシギシ	○	①	帰化															
ヤマゴボウ	○	①③④	帰化															
オシロイバナ	○	①	帰化															
ザクロソウ	○	②	帰化															
スベリヒユ	○	①②																
ナデシコ	○	②③																
	オランダミミナグサ	○	①②③	帰化														
	イヌコモチナデシコ	○	②	帰化														
	ツメクサ	○	②③															
	ムジリナデシコ	○	②	帰化														
	シロバナマンテマ	○	②③	帰化														
	ミミフスマ	○	②															
	コハコベ	○	②	帰化														
	ミドリハコベ	○	①②															
	イヌコハコベ	○	②③	帰化														
アカザ	○	①③④																
ヒユ	シロザ	○	④	帰化														
	ケアリタソウ	○	④	帰化														
モクレン	ヒカゲイノズチ	○	①④															
	ヒナタイノズチ	○	①②③④															
クスノキ	イヌビユ	○	④															
	タイサンボク			植栽	○	植栽												
メギ	コブシ			植栽	○	植栽												
	ユリノキ			植栽														
ツツラフジ	クスノキ	○	①②③④	逸出	○	植栽												
	タブノキ	○	①②③④	植栽														
ドクダミ	シロダモ	○	②	植栽	○													
	ヒイラギナンテン			植栽	○	植栽												
	ナンテン			植栽	○	植栽												
	アケビ	○	①④															
	アオツラフジ	○	①④															
	ドクダミ	○	③④															

注)1:分類及び科名の配列は、「植物目録 1987」(環境庁, 昭和 63 年)に拠った。  
 2:種名は、既存資料に掲載されている種名を用いた。  
 3:確認地点の丸数字は、以下に示すとおりである。  
 ①:空見スラッジリサイクルセンター(仮称) ②:稲永公園 ③:空見緑地  
 ④:空見環境センター緑地  
 4:備考欄に示す植栽、逸出及び帰化とは、以下のとおりである。  
 ・植栽:街路樹、公園緑化樹等として人為的に植栽された種  
 ・逸出:植栽種のうち種子がこぼれ、あるいは鳥等に運ばれて自然に発芽・生育している個体が確認された種  
 ・帰化:本来国内に生育していなかった植物で外国から入ってきた種  
 5:表中の選定基準番号は、前掲表-4の選定基準 No.に対応する。

表-3(2) 植物確認種一覧

分類	科名	種名	空見		備考	金城ふ頭中央緑地		選定基準										
			確認地点			備考		1	2	3	4	5	6					
種子植物 被子植物 双子葉植物 離弁花類	ツバキ	ヤブツバキ	○	②③	植栽	○	植栽											
		サザンカ	○	②③	植栽	○	植栽											
		サカキ	○	②	植栽													
		ハマヒサカキ	○	②③	植栽													
		ヒサカキ	○	①③	逸出													
		モッコク	○	②	植栽													
	ケシ	ナガミヒナゲシ	○	②③	帰化													
		ヒナゲシ	○	②	帰化													
	アブラナ	ナズナ	○	②③														
		カラクサガラシ	○	②	帰化													
		マメグンバイナズナ	○	①②③	帰化													
		イヌガラシ	○	②														
	スズカケノキ	モミジバズカケノキ	○	②	植栽													
	マンサク	イスノキ	○	②③	植栽	○	植栽											
		マンサク	○	②	植栽												NT	
	バンケイソウ	コモチマンネングサ	○	①②		○												
	ユキノシタ	アジサイ				○	植栽											
	トベラ	トベラ	○	①②③④	逸出	○												
	バラ	ヘビイチゴ	○	②③														
		ヤブヘビイチゴ	○	①														
		ビワ	○	①	植栽													
		カナメモチ				○	植栽											
		オキジムシロ	○	①④	帰化													
		ソメイヨシノ	○	①②	植栽													
		ピラカンサ類	○	①②	植栽													
		ジャリンバイ	○	①②③	植栽	○	植栽											
		ノイバラ	○	①②③④		○												
		テリハノイバラ	○	①														
		ナワシロイチゴ	○	①④														
		コデマリ	○	②	植栽													
		シモツケ				○	植栽										CR	
		ユキヤナギ	○	②	植栽													
		マメ	ネムノキ				○											
			アレチヌスビトハギ	○	①②③④	帰化	○	帰化										
	ツルマメ		○	④														
	マルバヤハズソウ		○	①④														
	ヤハズソウ		○	①③④		○												
	オハギ		○	①④														
	コメツブウマゴヤシ		○	②	帰化													
	コウマゴヤシ		○	②③	帰化													
	シロバナシナガワハギ		○	④	帰化													
	クズ		○	①③④														
	ハリエンジュ		○	③	植栽	○	帰化											
	エンジュ		○	②	植栽													
	クスタマツメクサ		○	②③	帰化													
	コメツブツメクサ		○	②③	帰化	○	帰化											
	シロツメクサ		○	②③④	帰化	○	帰化											
	ヤハズエンドウ		○	①②③														
	スズメノエンドウ		○	②														
	カラスノエンドウ						○											
	カスマグサ		○	②														
	フジ		○	①③		○	植栽											
	カタバミ		カタバミ	○	①②③④		○											
	カタバミ		ウスアカカタバミ	○	①②③													
			ムラサキカタバミ	○	②③	帰化	○	帰化										
			オウタチカタバミ	○	②③④	帰化												
	フウロソウ		アメリカフウロ	○	①②③	帰化												
	トウダイグサ		エノキグサ	○	①②③④													
			アレチニシキソウ	○	④	帰化												
		オオニシキソウ	○	①④	帰化													
		コニシキソウ	○	①②③④	帰化	○	帰化											
		アカメガシラ	○	①②③		○												
		ナンキンハゼ	○	②③	植栽	○	植栽・帰化											
	ユズリハ	ヒメユズリハ	○	④	植栽													
		シンジュ	○	①②③	植栽													
	ニガキ	ニワウルシ				○	帰化											
		センダン	○	②	植栽													
	ウルシ	ヌルデ	○	②③														
	カエデ	トウカエデ	○	②	植栽	○	植栽											
		トネリコバナカエデ	○	②	植栽													
		イロハモミジ	○	②	植栽													
		ハナノキ				○	植栽						VU	CR				
	モチノキ	タマツグ				○	植栽											
		モチノキ	○	②	植栽	○	植栽											
		クロガネモチ	○	②	植栽	○	植栽											

- 注)1:分類及び科名の配列は、「植物目録 1987」(環境庁, 昭和 63 年)に拠った。  
 2:種名は、既存資料に掲載されている種名を用いた。  
 3:確認地点の丸数字は、以下に示すとおりである。  
 ①:空見スラッジリサイクルセンター(仮称) ②:稲永公園 ③:空見緑地  
 ④:空見環境センター緑地  
 4:備考欄に示す植栽、逸出及び帰化とは、以下のとおりである。  
 ・植栽:街路樹、公園緑化樹等として人為的に植栽された種  
 ・逸出:植栽種のうち種子がこぼれ、あるいは鳥等に運ばれて自然に発芽・生育している個体が確認された種  
 ・帰化:本来国内に生育していなかった植物で外国から入ってきた種  
 5:表中の選定基準番号は、前掲表-4の選定基準 No.に対応する。





表－3(5) 植物確認種一覧

分類	科名	種名	空見		備考	金城ふ頭中央緑地	選定基準									
			確認地点			備考	1	2	3	4	5	6				
種子植物 被子植物 単子葉植物	イネ	ヨシ	○	①④												
		ネザサ	○	②												
		ミノイチゴツナギ	○	②③												
		スズメノカタビラ	○	①②③												
		ナガハグサ	○	②③	帰化											
		イチゴツナギ	○	①												
		ヒエガエリ	○	①④												
		アキノエノコログサ	○	①②③④		○										
		コツブキンエノコロ	○	①③												
		キンエノコロ	○	①②③④		○										
		エノコログサ	○	①②③		○										
		ムラサキエノコロ	○	③												
		セイバンモロコシ	○	③④	帰化											
		ヒメモロコシ	○	①②④	帰化											
		ネズミノオ	○	①②④												
		カニツリグサ	○	②												
		ナギナタガヤ	○	②	帰化											
		シバ	○	①②③	植栽	○	植栽									
		ヤシ	ヤマイヤシ	○	③	植栽										
			ビロウ	○	②	植栽										
			カナリーヤシ	○	①	植栽										
			ジュロ	○	④	植栽										
			ナツメヤシ				○	植栽・帰化								
		ウキクサ	アオウキクサ	○	④											
			ウキクサ	○	④											
		カヤツリグサ	アオスゲ	○	①②③											
			アゼナルコ	○	①											
			マスキサ	○	①③											
			ナキリスゲ	○	①④											
	ヤワラスゲ		○	①												
	ヒメクダ		○	②④												
	クダガヤツリ		○	②④												
	イヌクダ		○	③												
	タマガヤツリ		○	④												
	リケンガヤツリ		○	②④	帰化											
	アゼガヤツリ		○	④												
	コメガヤツリ		○	②③												
	カヤツリグサ		○	②③												
	ハマスゲ		○	①②③												
デンツキ	○		④													

- 注) 1: 分類及び科名の配列は、「植物目録 1987」(環境庁, 昭和 63 年) に拠った。  
 2: 種名は、既存資料に掲載されている種名を用いた。  
 3: 確認地点の丸数字は、以下に示すとおりである。  
 ①: 空見スラッジリサイクルセンター(仮称) ②: 稲永公園 ③: 空見緑地  
 ④: 空見環境センター緑地  
 4: 備考欄に示す植栽、逸出及び帰化とは、以下のとおりである。  
 ・植栽: 街路樹、公園緑化樹等として人為的に植栽された種  
 ・逸出: 植栽種のうち種子がこぼれ、あるいは鳥等に運ばれて自然に発芽・生育している個体が確認された種  
 ・帰化: 本来国内に生育していなかった植物で外国から入ってきた種  
 5: 表中の選定基準番号は、前掲表-4 の選定基準 No. に対応する。